

証券コード 6088  
平成27年6月23日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号  
株式会社シグマクス  
代表取締役会長兼社長 倉重英樹

## 「第7期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

平成27年6月9日付でご送付申し上げました当社「第7期定時株主総会招集ご通知」の記載事項に一部誤りがありましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。

記

### 【修正箇所】

第7期定時株主総会招集ご通知 33 ページに記載の「第1号議案 定款一部変更の件」について（修正箇所は二重下線で表示しております。）

(修正前)

現 行 定 款	変 更 案
第29条(社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間で</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	第29条( <u>取締役との責任限定契約</u> ) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、任務を怠ったことによる <u>損賠賠償責任</u> に関し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。
第38条(社外監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間で</u> 、任務を怠ったことによる <u>損賠賠償責任</u> に関し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	第38条( <u>監査役との責任限定契約</u> ) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間で</u> 、任務を怠ったことによる <u>損賠賠償責任</u> に関し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

(修正後)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 29 条(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間で</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p>第 29 条(取締役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>
<p>第 38 条(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間で</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p>第 38 条(監査役との責任限定契約)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間で</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>

以 上